

Q 1	既に行ったリフォーム工事は対象となりますか？
A	既に行った工事は対象になりません。また、交付決定通知を受け取る前に着手した工事も対象になりません。
Q 2	過去に住宅リフォーム事業を利用している場合は申請できますか？
A	<p>過去に交付決定を受けている方は、申請できません。過去に交付決定を受けて補助額が満額でなかった場合や、事情により交付決定後に中止された場合も申請できませんので、ご注意ください。</p> <p>ただし、平成 30 年度から以下の条件をいずれも満たす場合には 2 度目の申請が可能になりました。このときの補助上限額は、通常との差額分となります。</p> <p>①子育て世帯または 2 世帯住宅（3 世代同居）の要件を満たすこと。</p> <p>②過去に子育て世帯または 2 世帯住宅（3 世代同居）の区分で補助申請をしていないこと。</p> <p>例 1) 平成 25 年度に補助金の交付を受け、今年度、子育て世帯の要件を満たす。 補助上限額 30 万円－15 万円＝15 万円 ⇒ 上限 15 万円の補助申請が可能。</p> <p>例 2) 平成 30 年度に子育て世帯の要件で補助金の交付を受け、平成 32 年度に 2 世帯住宅（3 世代同居）の要件を満たす。⇒平成 32 年度は利用不可。</p>
Q 3	売買で購入した住宅が過去に住宅リフォーム事業を利用していた場合は申請できますか？
A	1 つの建物に 2 度の利用はできません。そのため、所有者が変わっても 2 度目の申請はできません。ただし、Q 2 と同様に条件を満たすと 2 度目の申請が可能になります。
Q 4	数回に分けて工事を行うことはできますか？
A	1 つの建物に 2 度の利用はできません。申請額が限度額に満たない場合でも 1 度の利用に限ります。ただし、Q 2 と同様に条件を満たすと 2 度目の申請が可能になります。
Q 5	工事着手はいつからできますか？
A	「交付決定通知書」を受け取り後に工事着手できます。「交付決定通知書」は、所定の申請手続き完了後、7 日～10 日後に郵送で送付されます。
Q 6	いつまでに工事を完了しなければいけませんか？
A	3 月中旬の提出期限までに実績報告書を提出できるように工事完了してください。期限を超えて工事をする場合は、補助の対象にはできませんので、期限内に工事が完了できるように、実際の工期を検討して、申請してください。提出期限は建築住宅課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。
Q 7	なぜ機器は補助対象にならないのですか？
A	市内の建築関連産業を通じた地域経済の活性化も目的としており、製品の価格は対象としていません。
Q 8	工事を複数の業者に依頼した場合でも対象になりますか？
A	交付申請時に各業者の見積書を添付し、合計の工事費を確定できれば可能です。いずれも市内業者であることが条件です。

NEW

NEW

NEW

Q 9	申請者と住宅所有者が異なる場合、添付書類はどうすればよいですか？
A	住宅所有者の承諾書が必要になります。 申請者と住宅所有者の双方の納税証明書が必要になります。
Q 10	申請書に添付する図面は何か必要で、どんな内容を記入すればいいですか？
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事を行う部分が見える図面を添付してください。店舗併用住宅の場合は必ずすべての階の平面図を添付し、住宅部分と住宅以外用途の床面積を記入してください。 ・ 図面には、工事範囲と工事内容を図示してください。 ・ 必須工事の内容については、工事前の仕様等と工事後の仕様等を具体的に記入し、性能・機能が向上することがわかるようにしてください。必要な場合は材料・機器等のカタログ等も添付してください。
Q 11	申請時に添付する写真は、工事する部分すべて必要ですか？
A	<p>工事する部分すべて必要です。外壁等の工事を全面行う場合は、全面の写真が必要です。どうしても全体が撮影できない場合でも、できる範囲で工事部分を撮影してください。必須工事では、特に既存部分の性能・機能がわかる写真をお願いします。断熱材等で壁を剥がさないとわからない場合は、工事中に撮影し、実績報告書に添付してください。</p> <p>* 実績報告でも工事前の写真の添付が必要ですので、データ等を管理してください。</p>
Q 12	工事中に追加工事が発生した場合、補助金額の変更は認められますか？
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助決定額が限度額に達しない場合でも、増額の変更はできません。（減額はあります。）当初の見積り内容を十分協議して、追加工事の無いように申請してください。 ・ 工事の一部取り止めなどで、工事費が減額する場合は、実績報告で変更後の補助対象工事費から補助額を算出します。実績報告書に変更後の見積書を添付してください。
Q 13	完了実績報告書に記入する「補助事業者」は誰にいますか？
A	交付申請の申請者が補助事業者になります。「補助事業者」とは補助事業の交付決定を受けた者という意味です。
Q 14	完了実績報告に添付する写真はどんなものが必要ですか？
A	<ul style="list-style-type: none"> ①工事前の写真（すべての工事部分、申請時に提出したものと同一写真でよろしいです） ②工事中の写真（すべての工事部分で撮影してください。ただし取り替え工事等で、工事中の作業がない場合は除くことができます。） ③工事完了後の写真（すべての工事部分を撮影してください。） <p>* 台紙等に貼り付け、工事名、工事箇所を記入し順番等整理したものを提出してください。</p>
Q 15	なぜ火災警報器の設置状況を確認するのですか？
A	<p>現在、既存住宅に火災警報器を設置することが法律により義務づけられていますので、設置がまだされていない場合は設置をお願いしています。</p> <p>寝室及び階段室（寝室が 2 階にある場合）に設置してください。実績報告書の提出時に設置状況の確認をさせていただきます。</p>

Q16	中古住宅を購入しリフォームしたいのですが、対象になりますか？
A	購入する予定の段階では対象にはできません。 市では、1年以上居住者がいない住宅には、空き家活用支援事業として、上限50万円の補助を行っております。詳しくはお問合せください。
Q17	他の補助金との併用はできますか？
A	併用はできません。ただし、他の補助金の補助対象と違う部分であれば、リフォーム補助金の補助対象にできます。見積りを明確に分けてください。機器や製品本体とその取り付け工事費は同じ工事ですので、別々の補助対象にはできません。
Q18	補助金はいつ交付されますか？
A	実績報告書を提出後、報告内容が審査され補助が確定します。報告書提出後1カ月～1カ月半後の支払いになります。報告内容に不備があると支払いができないためご注意ください。

☆工事の内容に関すること(各必須工事の詳細については次項に掲載しました。)

※必須工事と併せて行うリフォーム工事が補助対象となります。

※必須工事に該当しない工事（その他のリフォーム工事）のみの場合は、補助の対象になりませんのでご注意ください。

Q1	必須工事以外の工事は補助の対象にならないのですか？
A	必須工事をいずれか1つ行えば、併せて行う必須工事以外のその他のリフォーム工事も補助対象工事にできます。
Q2	新たに部屋を増築する場合は対象になりますか？
A	既存の住宅に接続する増築の場合は対象になります。
Q3	解体費が補助の対象外ですが、張り替え工事等に伴う既存の材料の撤去費は補助の対象になりますか？
A	補助対象となる張り替え工事等に伴う既存材料の撤去費は対象になります。
Q4	一部を解体して新たに増築する場合は補助対象になりますか？
A	補助対象となる工事内容で、一部を取り壊した後に新たに増築する場合は、解体費、増築費共に補助の対象になります。
Q5	仮設足場、クレーン等重機費は補助の対象になりますか？
A	補助対象となる工事に係る分であれば、補助の対象になります。
Q6	風除室の取り付けは補助対象になりますか？
A	設置することで玄関や居室等の入口、窓が2重になり断熱性能が向上すれば、必須工事の省エネ化工事になります。そうでない場合は、その他のリフォーム工事になります。
Q7	外壁の塗装工事は対象になりますか？
A	・必須工事では、遮熱塗料等を使用し塗装前より塗装後が省エネ化された場合に省エネ化工事となります。（塗料の性能を申請時に示してください。）そうでない場合は、

	その他のリフォーム工事にになります。 ・必須工事とならない場合は、必須工事に該当する工事と併せて行えば、その他のリフォーム工事として補助対象になります。
Q8	住宅建物の一部にある車庫部分のリフォームは対象になりますか？
A	住宅建物の一部にある車庫部分の工事でも対象にできます。ただし、住宅専用の車庫に限ります。
Q9	店舗併用住宅の店舗部分のリフォーム工事は対象になりますか？
A	店舗部分は補助対象になりません。建物の1/2以上が住宅である店舗併用住宅で、その住宅の部分は対象にできます。建物の1/2以上が店舗等の場合は、建物全体が補助対象になりません。
Q10	新しくエアコンを取り付ける工事は対象になりますか？
A	エアコン本体は補助対象外ですが、取付費や処分費は補助の対象となります。

NEW

☆必須工事について

	バリアフリー化工事について
Q1	浴室をユニットバスにして、脱衣室との床の段差を解消することはバリアフリー化になりますか？
A	浴室をユニットバスにして、脱衣室と浴室の床の段差を解消する工事は、バリアフリー化工事になります。ただし、ユニットバス本体の価格は、補助対象工事費からは除きますので、施工費のみが対象になります。
Q2	現在の手すりが古くなったので、新しいものへ取り替える工事は対象になりますか？
A	同じ箇所と同じ長さの手すりへの取り替えや修繕は、対象になりません。今まで手すりがなかった部分に取り付ける場合や、手すりの長さや機能が、工事前よりもバリアフリー化される場合が対象になります。
	省エネ化工事について
Q3	LED照明への取り替えは、電球だけの取り替えも対象になりますか？
A	電球だけの取り替えは対象になりません。また、LED照明器具を申請者本人が購入・取り付けをし、工事費が発生しない場合は対象になりません。
Q4	市の他の補助金(環境課が行っている補助)を利用し、環境配慮型の設備を導入する場合、その設備の取り付け費用はリフォーム補助金の省エネ化工事になりますか？
A	平成30年度からリフォーム補助金の省エネ化工事として補助の対象になります。
Q5	太陽光を利用した温水システムは、対象になりますか？
A	現在の熱エネルギー(灯油・ガス・電気)を使用した温水器から、太陽光(自然エネルギー)を利用した温水器に取り替える場合は、対象になります。申請時に現在の温水器の仕様とリフォーム後の仕様を図面・カタログ等で示し、省エネ化される内容を明示してください。

NEW

Q6	室内側に樹脂サッシを取り付ける工事は、必須工事になりますか？
A	窓の断熱化工事になりますので、必須工事になります。
Q7	外壁の張り替え工事は、省エネ化の壁の断熱改修になりますか？
A	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の外壁材よりも断熱性能が高い外壁材に張り替える場合は、省エネ化工事になります。申請時の図面等に工事前の仕様とリフォーム後の仕様を記入し、性能が向上することを明示してください。 ・現在と同性能の外壁材への張り替えの場合は、その他のリフォーム工事になりますので、別の必須工事を行ってください。 ・現在の外壁材の上に新たな外壁材を施工するカバー工法の場合は、カバーすることで外壁の断熱性能が向上すれば省エネ化工事になります。申請時に工事前の仕様や使用する材料・工法について図面等に明示してください。 ・外壁材一枚分などの部分的な修繕は、断熱性能が高くなる材料を使用しても対象になりません。その他のリフォーム工事になります。
Q8	屋根の葺き替え工事は、省エネ化工事になりますか？
A	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の屋根材よりも断熱性能が高い屋根材に葺き替える場合は、省エネ化工事になります。申請時の図面等に工事前の仕様とリフォーム後の仕様を記入し、性能が向上することを明示してください。 ・現在と同性能の屋根材に葺き替える場合は、その他のリフォーム工事になりますので、別の必須工事を行ってください。 ・現在の屋根材の上に新たな屋根材を施工するカバー工法の場合は、カバーすることで屋根の断熱性能が向上すれば省エネ化工事になります。その場合、申請時に工事前の仕様や使用する材料・工法について図面等に明示してください。 ・屋根材一枚分などの部分的な修繕は、断熱性能が高くなる材料を使用しても対象になりません。その他のリフォーム工事になります。
Q9	増築部分の壁の工事は、必須工事の省エネ化工事の対象になりますか？
A	増築部分に新たに取り付ける窓や壁が、増築前の窓や壁の断熱性能より向上すれば、省エネ化工事の対象になります。申請時に増築前の仕様と増築後の仕様を図面等で示してください。増築する内容によっては、対象にできない場合もありますので、事前にご相談ください。
耐震化工事について	
Q10	屋根の軽量化とはどんな工事ですか？
A	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の屋根材よりも軽い屋根材に葺き替える工事が対象になります。 ・瓦屋根の棟の工事で、現在の棟瓦より軽量化される場合は、屋根の軽量化になります。 ・屋根材一枚分などの部分的な修繕は、軽量化された材料を使用しても対象になりません。その他のリフォーム工事としてください。
Q11	ふすま(建具)の部分を壁にする工事は、耐力壁の増設になりますか？
A	耐力壁は土台から梁までを筋違や金物や構造用合板で定められた施工方法に基づき施

柏崎市 住まい快適リフォーム事業 Q&A

	<p>工された壁になります。ふすま（建具）がある部分の敷居から鴨居までを壁にする場合は、間仕切り工事となり、耐力壁にはなりません。その他のリフォーム工事になります。</p>
--	--